

米子市男女共同参画推進条例

平成 22 年 3 月 26 日公布

条例第 7 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条 - 第 18 条）

第 3 章 米子市男女共同参画推進審議会（第 19 条 - 第 24 条）

附則

女性と男性は、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法に基づき、平等に人権を尊重されなければならない。

こうした認識の下、我が国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等の関係法令の制定など、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされてきた。

米子市においても、人権尊重都市宣言を行うとともに、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例（平成 17 年米子市条例第 6 号）を制定し、人権を尊重したまちづくりを推進する中で、男女共同参画についても、国及び鳥取県の施策とも連携しながら、様々な施策の推進に努めてきた。

しかしながら、様々な形態の暴力による人権侵害、また、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会通念、慣習等は依然として根強く残っており、男女共に人権が尊重される社会の実現には、いまだに多くの問題が存在する。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、高度情報化、国際化、経済・

産業構造の変化など、社会状況が著しく変化してきている今日では、すべての女性と男性が、多様な生き方を主体的に選択し、生きる喜びを享受することができる社会の形成がなお一層重要な課題となっている。

このような状況の中で、私たちは、男女がそれぞれ個性と能力を育み、これを発揮することができ、共に喜び、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するために更なる努力をしなければならない。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者等が協働して、すべての人が一人のかけがえのない人間として尊重され、希望と誇りを持って充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会

を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシャル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある者（親密な関係であった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (6) 事業者等 市内において事業活動（非営利のものを含む。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (3) 男女が、性別にかかわらず多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の中で対等な役割を果たし、かつ、家庭生活における活動と経済活動、

地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、並びに国際社会及び国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策(積極的改善措置に関するものを含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と協働して取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、自ら進んで、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、その活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第7条 職場教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、その教育の場において、男女共同

参画の推進に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場においても、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報についての配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント並びにドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為を助長する表現を用いることのないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(米子市男女共同参画推進計画)

第10条 市は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるに当たっては、第19条第1項に規定する米子市男女共同参画推進審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第 1 1 条 市長は、毎年、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第 1 2 条 市は、男女共同参画社会の実現の促進のために必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査研究の結果を公表するものとする。

(普及啓発)

第 1 3 条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の実現の促進に関する理解を深めるために必要な広報その他の普及啓発を行うものとする。

(推進体制の整備)

第 1 4 条 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び市民により組織された団体による男女共同参画社会の実現の促進に関する取組を支援する活動拠点の整備に努めなければならない。

(委員会等の委員の構成)

第 1 5 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 1 項の規定により市に置く委員会の委員及び同項の委員の任命若しくは選任又は同条第 3 項の規定により市の執行機関に置く附属機関の委員の任命若しくは委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が、当該機関の委員の総数の 1 0 分の 4 未満とならないよう努めなければならない。

(施策の立案及び決定への共同参画)

第 1 6 条 前条に規定するもののほか、市は、市の施策の立案及び決定に当たっては、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めなければならない。

(相談及び苦情への対応)

第17条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民及び事業者等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めなければならない。

2 市は、市が実施する施策について、市民及び事業者等から男女共同参画の推進又は男女共同参画社会の実現の促進に影響を及ぼすと認められる旨の苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による苦情への対応に当たり、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第2項の苦情について対応したときは、当該苦情の内容及び当該苦情への対応の内容を公表するものとする。

(市民及び事業者等への支援)

第18条 市は、市民及び事業者等による男女共同参画社会の実現の促進に関する活動に対し、情報の提供、学習の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女が共に家庭生活における活動と職場、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

第3章 米子市男女共同参画推進審議会

(設置等)

第19条 市における男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の推進に関する事項を調査審議するため、米子市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画推進計画に関する事項

(2) 第17条第2項の苦情への対応に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の推進に関する事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の実施について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募により選任された者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 審議会における第15条の規定の適用については、同条中「とならないよう努めなければならない」とあるのは、「であってはならない」とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集

する。

- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第 2 3 条 審議会の審議すべき事項について個別に検討させるため、会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員 7 人以内で構成する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における検討の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 前条（第 2 項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第 1 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 2 4 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成 2 4 年度末を目途として、この条例の規定及びその規定に基づき施策の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要

な見直しを行うものとする。

(男女共同参画推進計画に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている米子市男女共同参画推進計画は、第10条第1項の規定により策定された男女共同参画推進計画とみなす。

(米子市男女共同参画推進審議会条例の廃止)

- 4 米子市男女共同参画推進審議会条例(平成17年3月米子市条例第195号)は、廃止する。

(米子市男女共同参画推進審議会に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の米子市男女共同参画推進審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された米子市男女共同参画推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第20条第2項の規定により米子市男女共同参画推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された米子市男女共同参画推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。